

公益財団法人横浜市総合保健医療財団
次世代育成対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍し、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

2 目標と実施時期・取組内容

目標1：各部ごとの正規職員及び嘱託職員の平均有給休暇取得率を50%以上とする

＜実施時期・取組内容＞

- ① 令和7年4月～ 全職員に対し有給休暇取得の呼びかけを行う。特に管理職が率先して取得するよう呼びかける。
- ② 令和7年5月～ 部門ごとの有給休暇取得率を、毎月、連絡会等を通じて法人内に公表する。
- ③ 令和7年10月～ 有給休暇取得率の低い部署の管理職とその部下全員に、総務課が面談を実施する。
- ④ 令和7年11月～ 有給休暇取得率の低い部署について、所属及び総務課でその理由を分析し、対応策を検討・実施する。
- ⑤ 令和8年4月～ 上記③、④を毎年実施する。

目標2：男性職員の育児休業取得率を50%以上とする

＜実施時期・取組内容＞

- ① 令和7年10月～ 男性職員の育児休業取得に関する情報を盛り込んだ、出産・育児に関する制度等の法人内職員向け案内を作成する。
- ② 令和8年4月～ 配偶者が出産した男性社員を対象として、総務課及び上司から育児休業取得を勧めるとともに、上司主導で部署全体の業務配分についての見直しを実施する。

目標3：短時間勤務制度（部分休業）の対象となる子の年齢の引き上げを行う

＜実施時期・取組内容＞

- ① 令和7年4月～ 導入内容の検討し、制度等の法人内職員向け案内の作成の準備。
- ② 令和7年10月～ 規程改正、職員への周知、制度運用開始